

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2025 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 2026 年 3 月 17 日（火）14 時 30 分～16 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 22 名、定足数 12 名
4. 出席評議員数 16 名
(会議室出席 7 名) 磯部総一郎、滝本浩司、田中弘之、徳丸浩一郎、成松義文、
西村 勉、和田伸行
(Web 会議出席 9 名) 亀井美登里、蒲生恵美、菅いづみ、久保英明、榊原仁嗣、
佐久間順子、谷口 茂、寺島大悟、笛木正司
(欠 席) 遠藤雅也、清水秀樹、宗林さおり、牧 展子、丸山鉄平、山岡誠朗
(出席監事) 西本恭彦
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第 1 号議案 役員候補選出委員の改選について
報 告 1. 2026 年度事業計画
2. 2026 年度収支予算
3. 事業サービスの価格改定について
4. 協会ビルの老朽化対策について
6. 会議の概要
定款第 23 条の規定に基づき、評議員会の議長は出席評議員の互選により成松評議員が議長に選任された。
冒頭で議長から、本日、Web で出席の 9 名の評議員の紹介があり、音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いのできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
議長より定足数についての確認があり、青山事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。
(2) 議案の審議状況
議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、滝本評議員と田中評議員が出席評議員全員一致で選出された。
第 1 号議案 役員候補選出委員の改選について

事務局より同議案の説明があった。説明によると今年の6月に理事の任期2年が満了となり、6月の定時評議員会において改選を予定している。規定により評議員会の前に役員候補選出委員会を開催して理事候補者を選出することになっている。現在の委員は3月27日で任期満了となるので、新しい委員を選任する必要がある。委員については役員候補選出委員会規則第3条で、「委員は評議員2名、外部委員2名、事務局員1名で構成する。任期は同規則第8条で2年となっている。」

事務局の説明のあと、議長から事務局に対し役員候補選出委員の案を求めたところ、事務局案として、評議員枠の2名は元株式会社ファンケル顧問の成松義文氏、明治ホールディングス株式会社社長付顧問の谷口茂氏、外部委員枠の2名は社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会専務理事の桑崎俊昭氏、公益財団法人日本医療機能評価機構専務理事の上田茂氏、事務局員の1名は当協会総務部長の岩浪恒平氏の5名である。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 理事改選について役員候補選出委員会において内規のようなものがあって、それに基づいて理事を選出しているのか、何かポイントのようなものがあつたら伺いたい。

議長： 理事を何期やったかとか、理事会の出席状況、理事会の活動内容の報告等の資料を参考にしながら、私と谷口評議員、事務局の岩浪部長と検討しながら進めている。ただ外部委員の方が、理事の方々の発言内容や考え方についてどこまで厳密に見ておられるか、そこは我々評議員ほどではないのではないかと私は認識しているが、足りないところがあつたら事務局お願いします。

事務局長： 理事については、理事を選ぶ内規がある。年齢の基準や、一つの会社から評議員と理事を選ばないとか、団体から推薦してもらう場合の人数の枠等5項目ある。それを役員候補選出委員会で説明、検討し、この方針でいいということになればそれで選出することになっている。

審議の結果、会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で原案通り承認された。

選任された役員候補選出委員会委員は以下の通り

評議員	成松	義文
評議員	谷口	茂
外部委員	桑崎	俊昭
外部委員	上田	茂

事務局 岩浪 恒平

任期 2026 年 3 月 28 日～2028 年 3 月 27 日

報告事項

1. 2026 年度事業計画

2. 2026 年度収支予算

議長より、2026 年度事業計画及び 2026 年度収支予算について事務局に報告の指示があった。

事務局長より 2026 年度の事業方針について報告があった。

2026 年度は、9 月から機能性表示食品の GMP 届出要件化がスタートすることを受けて、GMP 認定マークの認知度向上を初めとする当協会の認定・認証制度の普及活動を積極的に進めるとともに、機能性表示食品のみならず健康食品の品質確保、製造管理、安全性についての取り組みを一層強化していく。

GMP 認定事業については、新たに関与成分に特化した製造管理に関する新規認定制度(関与成分 GMP)の検討を進める。また 2025 年度に GMP 及び J H F A の認知度や購買意欲変化等に関する消費者意識調査を実施したが、この結果を活用し、様々なステークホルダーに GMP 製品マークの活用を強く働きかける。

機能性表示食品に関する支援事業は、引き続きシステマティックレビューの P R I S M A 2020 への対応支援、届出資料の事前点検、届出・広告相談等への対応を実施するほか、制度改正を受けて改定した「届出資料作成の手引書 2026」の普及とそれを用いた届出解説セミナーを実施する。また機能性表示食品の広告審査会を継続開催する。

特定保健用食品の分野では、疾病リスク低減表示の許可拡大を目指し、申請要件の簡素化等を関係行政に働きかけるとともに、海外許可事例などの情報提供により事業者の申請を支援する。また関連学会等で、健診後の特定保健指導にトクホを活用する保健指導用教材の紹介や、トクホの理解と利用拡大のための普及活動を関連教育機関、関連学会、関連団体等に対し行っていく。

特別用途食品については、特別用途食品制度の活用に関する研究会において、公正競争規約を念頭に置き策定した「特別用途食品適正広告基準」を用いて広告審査会を開催する。また普及啓発分科会を新たに設置し、在宅栄養管理において特別用途食品の利用促進を目的に医療関係者等向けの提案方策を検討する。

当協会ビルの老朽化が目立ち、昨年度に実施した不動産取引に際しての評価指標である E R (エンジニアリングレポート)でも、今後 12 年で相当の修繕費用を要するとの結果が出たことから、事務所移転について調査検討を進める。

続いて、岩浪総務部長より第1号議案 2026年度事業計画について資料に基づき報告があった。

2026年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

JHFA、GMP、安全性自主点検認証事業について、2026年度は、まず JHFA、GMP に関する消費者意識調査の結果を活用して、認定マークをはじめとする普及活動を進める。それから GMP については新しい認証スキーム(関与成分 GMP 等)の検討を進める。認定健康食品(JHFA)マークに関する事業については、「JHFA 認定事業」の認知向上を目的に、GMP と連携して様々なセミナー、説明会、個別会員企業へのアプローチ等の普及活動を進める。規格基準型 JHFA は新規申請 5 件、個別審査型 JHFA は 5 件 を目標としている。普及活動としては、JHFA、GMP に関する消費者調査結果の説明会の開催等である。GMP 認定等に関する事業としては同じく、2025 年に実施した消費者意識調査結果(GMP の認知度、購買意欲変化など)を活用して、GMP 製品マーク表示承認を GMP 認定工場、既存承認取得者、機能性表示届出者、関連団体への働きかけを強化する。また、関与成分に特化した製造管理に関する認定制度(関与成分 GMP)の検討を新たに進める。GMP 認証登録数は新規 10 工場を予定している。製品マーク認証事業は、認証数新規 30 件を目標と標示認証数増への取組を行う。関与成分 GMP について先ほど説明した新規事業になる。また、「GMP を考える会」と GMP に関わるセミナーは継続実施して行く。安全性自主点検認証事業については、2026 年度は、「311 通知」の(原材料の安全性に関する指針)を踏まえた原材料の安全性自主点検スキームの重要性について、更なる周知を行い、認証取得数増加を目指す。認定健康食品の普及啓発促進事業としては、認定健康食品の海外輸出促進のため、農林水産省の加工食品輸出促進補助金を活用して、海外展示会の現地視察、各種ツールの活用等、認知向上のための活動をより具体的に進める。

2. 学術情報部関係

一般消費者からの「健康食品相談室」を週 2 日で引き続き実施する。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については、事業者に対するトクホの申請支援は毎年度要望があるので継続して行く。疾病リスク低減表示の個別申請の支援については、申請要件の簡素化等を働きかけるとともに、海外許可事例などの情報提供

により事業者の支援をする。また、特定保健用食品講習会の実施、技術部会活動の推進、それから普及啓発活動としては、「特定保健用食品[トクホ]ごあんない 2026 年版」の作成と活用、保健指導用教材（「トクホを活用してみませんか」）の作成と活用を行う。

2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営で、新規事業として「特別用途食品適正広告基準」に基づく広告審査会を開催する。分科会活動として、新規に在宅栄養管理において役立つ特別用途食品について、医療関係者等に情報発信する方策検討、実践するため、新たに普及啓発分科会を設置することとしている。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については、事業者からの要請があれば対応していく。

3. 機能性食品部関係

届出・広告相談事業については、2026 年度も機能性、事後チェック指针对応（科学的根拠及び広告）、PRISMA2020 や消費者庁差し戻し対応を中心に、適切なアドバイスを行っていく。また、届出資料の事前点検事業、PRISMA2020 への対応支援、届出セミナーを改定した手引書を用いて開催する。届出後の分析実施状況公開サイトの運用、広告部会・広告審査会の開催、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を実施する。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業を継続して行う。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業として、食品保健指導士養成講習会を年 2 回開催、修了評価認定試験の実施、フォローアップ事業として、日本食品保健指導士会へ講習会等の開催を委託する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

公正取引協議会の運営としては、総会及び運営委員会の開催、規約及び施行規則の運用に関する事業、公正マークの普及については、小売店の店頭でも徐々に目に付くようになってきた。また、広告審査会及び広告研究会の開催、新会員の入会促進、表示広告に関する普及啓発、講習会を行う事業、表示広告に関する指導・相談事業を行う。

公1～公3 共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業として、「健康食品いろいろ相談室」として幅広い分野の相談に対応する。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信としてメールマガジン形態により月2回の頻度で情報提供している。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページでの情報掲載、普及・啓発活動として、展示会への出展と広報活動を予定。報道への対応としてはニュースリリースの発信、メディア懇談会の開催は2026年度は5月に予定をしている。また、講演講師の派遣を行う。

4. 研修企画部関係

研修事業では、「健康食品業界新人向けセミナー」の継続開催、中堅向け実務講座の開催、新人向けセミナーの企業向けパッケージの提供を行う。また、「日健栄協セミナー」を引き続き開催する。協会ならではの魅力を発揮できるような最新の行政動向や新たな研究開発等の紹介、業績に対する表彰等、さらには、行政・業界・有識者間での情報交換できる会場の提供（2026年10月予定）

5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催、普及啓発・広報・連携活動を行う。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

賃貸事業として、4団体に当協会建物内の区画の賃貸、1階・3階会議室の貸出等を行う。それと1階自動販売機の設置、及び屋上電話アンテナの設置である。

収2 受託事業

1. 総務部関係

2団体に對する事務代行受託事業を行う。

2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画については、2025年に新設された一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会と連携を図りながら食品表示の専門家として引き続き協力する。

3. 機能性食品部関係

システマティックレビュー（SR）の作成支援を行う。

法人会計

法人組織の運営業務として、評議員会と理事会の開催、監事監査の実施、役員候補選出委員会の開催、6月の定時評議員会において理事及び監事の改選、その後、理

理事長等選定のための臨時理事会を開催、業務執行理事会の開催を随時行う。また、会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営として内閣府への定期報告及び届出、財務状況、事業内容の公表、新規会員の獲得活動、会計・人事・庶務・職員研修に関する業務、九州支部の運営支援については、九州支部総会の開催、九州支部運営委員会の開催を行う。

引続き事務局長より 2026 年度収支予算について資料に基づき報告があった。

収支予算については、経常収益は前年額より 487 万円余の減になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」が、2024 年度はトップセミナーをはじめ、各種講習会への参加、出版物の購入等があった会員以外の企業に対し、積極的に入会促進を行うことにより 24 社の新規入会を見込み増加となっている。「受取会費」は会員数の減により減少となっている。

事業収益については、「JHFA マーク許可事業収益」が JHFA マーク減少による減額となっている。また、「GMP 工場認定事業収益」は承認数増加の取り組みにより増加となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は 2024 年度は更新対象となるものが少ないため減少となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、主に 30 日ルールが解消されたこと等により届出資料事前点検が減ることによる減少となっている。「講習会・セミナー事業収益」は、主に機能性表示食品関連のセミナー収益が増えることにより増加となっている。「機能性評価関連事業収益」については、研究レビューの増加により増額となっている。

経常費用は前年額より、535 万円余の減少となっている。前年対比の主な増減は、人件費関係は「役員報酬」の増加、「給料手当」、「臨時雇賃金」の減少、「委託費」の増加となっているが全体で減少となっている。「諸謝金」は、公 4 事業である特保公取協の謝金が減るため減少となっている。「支払手数料」は日本健康食品認証制度協議会への指定機関更新料、監査料等がなくなったことによる減少となっている。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 5,242 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 6311 万円余、一般正味財産期末残高は 4 億 6312 万円余となっており、指定正味財産 1 億円を合わせると 2024 年度の正味財産期末残高は 5 億 6312 万 2821 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計については、合計が 2 億 3523 万 3483 円、公益目的事業計が 1 億 9973 万 9249 円となっている。公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 84.9%とこれを大きく超えている。また、公益目的事業計 1 億 9973 万

9249 円が遊休財産額の上限額となるが、2023 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2942 万 9281 円なので、その適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 紅麹問題を受けて、業界もいろいろな対応の強化、特に GMP 関係の強化を考えていると思う。私は医薬品 GMP を結構やってきたのでそういう人間から言わせてもらおうと、医薬品の場合は承認審査というものがあって、まず製品の規格を役所で確認し、その規格に合うものをずっと作り続けるということになっている。その最初の部分が食品の場合にはないので、紅麹問題を受けて食品は管理手法の設定が適切かどうか、どのように行っているのかということになる。逆に言うと、紅麹問題をいろいろ調べていくと関与成分の量を増やすために通常の麹菌の培養期間が大体 10 日間ぐらいなのを 50 日間ぐらいにした結果、途中で雑菌がいろいろ入り、共培養状態になって、当初想定してないようなものが出てきてしまったことが問題なのだ。そうすると通常の管理指標では、いくら設定しても見つからない。HACCP 的な概念で、健康食品は濃縮をしたり、培養したりと手をかけていくので、通常の商品と違う工程を入れ込んだときに、どういうリスクが高まりそれがどういうことを起こす可能性があるかということを経営手法にきちんと入れ込んで確認していくようなプロセスをとらない限り、また第 2 第 3 の問題が起こるだろうと思う。そういった健康食品を作る上でのきちんとした製品設計、リスクを減少させるための方策をどのようにしてやっていくのかということを考える中核を担うのは、日健栄協を置いてはないだろうと思う。GMP をちゃんと取り入れようということが、国の方からも上がってきて、製品設計のところをもっと強化をするということが大事だと思う。協会の GMP 事業ではどのように考えて対策を講じているのか教えてもらいたい。

議長： 私も似たようなことを質問しようと思った。事業計画 5 ページの関与成分 GMP(新規事業)についてどのような方向性からこの事業が出てきたのか教えてもらいたい。

健康食品部長： 健康食品は食品を濃縮加工した食経験のない原材料を使うので、本質的な原材料の安全性を評価して正しい製品設計を行うということとでいわゆる平成 17 年通知が出て、協会としてはそれぞれ認証事業を行っている。GMP だけではなく、認定数は多くないが原料の安全性の認証事業も行っている。今、GMP が世の中の的にフォーカスされて、それは大

事なことではあるのだけれども、評議員が言われた本質的な安全性、製品設計が重要であるということは大事なことだと考える。現在それについて会員にいろいろ情報発信をしているが、なかなか不十分なところがある。事業者はどうしても、機能性表示食品、特保、GMP 義務化に興味がいってしまうのだが、我々協会としては事業者の安全性についての意識を上げながら、いろいろなところと連携して情報発信をする必要がある。認証制度としては出来ているので、それを正しく使えば正しいものが出来るという基本的なところを実施してもらいたいと考えている。

評議員： 原料の問題だけではなく製造工程の変化ですね、関与成分を増やすために培養を延ばすとか、濃縮するとかいろいろな工程を入れるわけだが、それがどういう影響を与えるか、ある意味シンプルなことで、この原料を使ったらどのようなリスクが出てくるのか、リスクの定義、設定が適切かどうかということを考えることが出来ないのなら健康食品メーカーやめてしまえというくらいのことになってしまうと思う。最初の製品設計が基本なので、そこが出来れば同じように作るとは ISO9000 とかと同じような考え方になるので、そこを特にやる必要がある。国を巻き込んでどんどんそれやらないと、健康食品の信頼はなかなか戻らないと思う。これは、日健栄協だけの問題ではない、今度、食品衛生法の改正が議論されるが、この部分の強化をすることがメインテーマになると思う。そういうことを事業者にわかってもらえなければ、法規制で事業者には厳しい規制を行っている中で、自己管理ができないのなら、もっとやるしかないだろうっていう非常に厳しい法規制にならないようにするために、やはり自らきちんとやるっていうことが大事だと思う。

健康食品部長： 関与成分について議論をしている中で、関与成分の製造管理や品質管理をきちんとやらないと、健康食品はだめになってしまうと考える。錠剤やカプセル剤等の現状の GMP だけではなくて、例えばある関与成分が入ったサプリメントは GMP だけれど、ではミニドリンクやお茶はどうなのかといった点になる。関与成分が生体に影響を与えるので、その製造管理をきちんとやれるような仕組みを作りたいと考えている。今いろいろ議論しているなかで、言葉等の問題はまだあるが、いわゆる関与成分の製造管理、そういったものを制度として導入出来れば、健康食品の中でのお茶などについて、関与成分が正しく管理されているということになれば届けられるのではないかというような議論をしているところだ。

評議員： 紅麹の問題を考えると、関与成分に添加するというよりは関与成分を増やすために培養期間を長くしたので、そういった製法の関与成分だけ

を入れるというと分からなくなる。関与成分 GMP という、関与成分だけを見ていけばいいのかというイメージになるがその点が気になる。共培養の出た何とかという成分があるが、あれは関与成分ではないのか。

健康食品部長： 関与成分については、最低限関与成分がきちんと管理されていないものは論外になる。それ以外の培養とか単一の関与成分以外のものが入ってくる場合は、原料の安全性のリスク評価や HACCP で管理をするということが大事になると考える。いずれにしてもトータルで安全性とか品質について協会で出来る制度は実施して行く。

議長： それについては何も指摘はないが、今どういうメンバーが中心になって議論し、対応をしているのか教えてもらいたい。

健康食品部長： メンバーはそれぞれ違う。GMP については GMP の認定を取っている企業が中心となっている。それから機能性表示食品が GMP 義務化になるので、消費者庁や厚労省とも意見交換をしている。それ以外では会員の中で例えば安全性の原料を作っている企業等と議論をしているが、全ての企業や行政がメンバーというのは少し無理がある。

議長： 人間のやることだから、全てを網羅するわけにはいかないが、多方面に課題があって、問題意識がある中で、一つの答えを見つけていこうとする作業を行うわけだが、これから関与成分について新規で始めようという過程で何が起こるかわからない部分がある。評議員がこれをやれるのは日健栄協だけだと言われたが、私もそう思っている。その体制をロジカルに組み立てて、パーツ、パーツでお互いに情報交換しながらやっていかないと大変だろうと思う。そういうことができる体制なら安心するが、そこが気になる部分だ。

健康食品部長： 体制についてはまだまだで、自信があるとは言えない。そこは周りの方々や評議員の方々にご協力いただきながら進めたいと思っている。

議長： 例えば理事会社の中の研究者の方で、そういうことが好きな方が沢山いると思う。そういう人に会社の方針だからやってくれという喜んでやると思うので、そういう人をうまく集めて増山部長がリーダーになってシステムティックな研究開発に持っていけるようにやっていかないとうまくいかないのではないかと思います。

健康食品部長： 出来ているところもあるし、まだ出来ていない所もある。トータルで考えてもっと大きな枠組みを考える必要があると考えている。

理事長： 貴重なご指摘ありがとうございます。この度は言い方が難しい事案があって、ご指摘のようにいろいろと改善する点がありそれをどのように

していくか協会内で検討させてもらっている。丁寧に少しずつ知恵を絞って行きたいと考えているので、引き続き指導をいただきたい。

評議員： 先ほどの延長で、安全性は非常に重要なファクターという事を理解しながらも、安全性の登録数を見ると今年度もゼロとなっているので、これをどのようにして増やして行くのか。また、今年の9月から機能性表示食品においてGMPが義務化になるが、GMPの認証数を見るとほぼ例年通りなので、企業はもうほとんどGMPを取ってしまったということなのか、ただ、機能性表示食品の製造工場が300くらいあるうち、180以外の残りは包装だけというところもあるかもしれないが、今後GMPの認証数をどういう形で伸ばしていくのか教えてもらいたい。

健康食品部長： 安全性の登録数については、私が就任する前は、認証が沢山あった。大手の原材料会社は自社でちゃんと自主点検出来るので、認証を取る必要がないということになり、かなり辞退していった。もう一つは、原料の場合はBtoB事業なので認定がなくてもきちんと説明ができるという側面がある。ただ、先ほど言われたようにもっと認定を取ってもらった方が安全性には繋がるということを情報発信して行きたい、現状はそのような状況になっている。GMPについては問い合わせは増えている。だいたい例年と同じぐらいのペースで、機能性表示食品でGMPが必要だから認定を取りたいという問い合わせもあるが、特別に増えているということではなく、約180以上の企業が取ってくれていて、もうそれなりの企業には取ってもらっている。今は大手企業は横ばいの状態で、中小企業が少しずつGMPの動きを見ながら対応している状態だと考える。

評議員： ありがとうございます。

評議員： 今、健康食品に係る関与成分はいくつぐらいあるのか。新規の関与成分を見出すのは難しいことなので、もう大体決まってきたと思う。大体どれぐらいの数があり、どのような使い方をするのか、どういうところにリスクがあるのかという事をある程度類型化して、こういうところに管理者を入れてくださいと言った方が分かりやすい。その方がリスク管理をする上では、お互い楽なのかもしれない。そういったことも含めて考えてもいいのではないかなと思う。あと、紅麹の問題について聞いていたのが、健康被害情報の届出が出て、その結果、服用もしていない人がやたらと手を上げたりして服用しているかどうかを確立するのに手間がかかったということだ。本当は死亡事件がなかったのではないかなという話まで出て、結局何が起こるかという、ずっとそのことが長く尾を引いて結論がわからないみたいになって、これから健康食品メーカーや健康食品事業はどうなるという話になってしまう。健康被害情報の届出を行うにあたり、本当に

買ったのか、飲んだかということをもっと容易に確認できるような方法が取り入れられないといけないと感じた。

議長： 増山部長からいろいろ説明があったが、関与成分 GMP の新規事業を始めようとするという中で、小林製薬のようなことが起きた場合、その後の対応等業界の中でももう少しきめ細やかで、痒いところに手が届くような対処ができるように、大掛かりにはなるが日健栄協がスケジュールを組んで2年先ぐらいを目途に、またこのようなトラブルは起こさないという認識で大手企業の力を借りながら実施できればいいと考える。

評議員： 事業計画 20 ページの学術情報関係、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信という項目があるが、この事業を実施する中で日本は今人口が減少してきていて、まあそれで健康食品が売れているという部分もあるが、ASEAN 等でも高齢化が進んでいて、そこでも健康食品が売れているという話題をよく聞く。その中で FDA や各国の規制に関する調査について、特に日本に親和性の高いのがアジア、東南アジアというところになると思うが、そういうところの規制の調査について今後どのように考えているか教えていただきたい。

学術情報部長： 海外の規制機関の情報については、今、私 1 人で業務を行っているので自分で海外に調査に行くということではなく、インターネットで情報を集める受動的な形になっている。どうしてもアメリカとか欧州が中心になるがアジアの規制機関にも大きな事があった時は、ニュースが出たサイトを毎日確認している。健康食品業界として重大な情報があった場合は適宜、業界団体の方々に伝えるという体制を取っている。

評議員： 私どもも分析機関なので一般のメーカーから分析の依頼を受けるのだが、アジアの食品であれば栄養表示やあと健康食品は日本のものは人気があるので、そういうところに目を向けると協会も会員から今後いろいろな依頼を受けるという期待があるのではないかと思う。やはり現地に調査に行かないという話になるが、一つの事例で、薬の話だが、海外でインドや中国の原料を使って日本のジェネリックと同じような薬を作ろうとしても半減期が早く来てしまうとか、消失が早いというような事になってしまい、きちんとした構成成分でうまく作るということがなかなか難しいということだ。やはり、薬であっても健康食品であっても、品質は日本の売りだと思うので、そういうところでいわゆる品質の差別化を付けて日本の製品として作ると輸出等にかなうのかなと感じる。やはり業界全体が紅麴の件で沈んできてしまい、なかなか上がっていかないが、それは安全性に疑問を持っているだけではなく新しい世論が出ないという部分もあると思う

なのでこの業界がもっと発展して行くということ考えればまた別のアクティビティを考えてもいいのかなと感じる。

健康食品部長： 事業計画 6 ページから 7 ページに記載しているが、一年半ぐらい前から農林水産省から補助金をもらい「加工食品クラスター輸出緊急対策」事業の活動をしていて、2026 年度は認定健康食品の海外展開を考えている。今、西村評議員から FDA だけではなくアセアンについての話もあったが、協会の場合は、国内の GMP 工場で作っている認定健康食品の品質については差別化できているし、もう一つは各事業者も海外に出したいという希望があり少しずつ活動を始めている。各国で法規制やレギュレーションについて違うところがあり、海外展開を進めるうえで、GMP の認定証を使えるのかどうか、また、事業者がそれをどのように使うのかなど調べ始めている所なので是非ご協力をお願いしたい。

評議員： 日本にいるとなかなか入ってこない情報もあるので是非協力できればと思う。

議長： 日健栄協のマークが海外で売られている製品についていることは何ら問題になることはないのか。日本ではこのようなルールの下でマークを付けていると堂々と言っていいのか。

事務局長： 当協会で、行っている GMP や JHFA の仕組みについての英語版を先ほどの農林水産省の補助金で作って各企業に提供したいと考えている。また、GMP や JHFA の制度を海外で使ってもらえるよう海外での展示会への出展等を 2026 年度は行っていきたいと考えている。

議長： ファンケルでもそうだったが、海外からお客様が日本にわざわざ来て商品を沢山買っていく。それは日本が商品の価格が安いからということもあるが、相対的に見て海外での日本の商品の評価が高いということもあるので、もっと制度の PR する価値はあると思う。

評議員： 私も現役の時にタイに行き日本の健康食品に関する仕組みや行政の役割等々について、これは JICA のプロジェクトで行ったのだが、タイの FDA の局長や担当の職員の方々にセミナーで説明した経験がある。当時も海外では日本の健康食品に対する行政や業界の取り組みに対して非常に関心が高かった。タイも同じような仕組みを導入したい、また、そういうマーケットが徐々に出来つつあったというような時期だったから昔から海外での関心は高いと感じた。

評議員： 今、食料品の輸出を増やすというのはある意味、政権的にも大きな話になっていて農林水産省も力を入れていると思う。ただ、健康食品については念頭にないのではないかと思う。農林水産省に健康食品もそういうことができるという話をして輸出を増やすということは官邸からもいろいろ言われ

ているはずなので、健康食品で少しでも輸出が増えるのだったら、農林水産省の関係者も喜んでくれると思う。農林水産省も、世界各国に省から職員を出向させて大使館勤務をさせているが日本の事業者が喜んでくれるのなら、そういうことを喜んで調べてくれると思う。日健栄協でこの分野を調べるには無理があると思うので、そういうところに働き掛けるというやり方も一つの方法だと思う。

評議員： 農林水産省では、JAS 規格を海外に広めると言っているが JAS 規格自体は製品の作り方を言っているだけで、差別化みたいなことにはなかなかならないように思える。実際日本の製品に JAS マークを付けたからといって何かあるかというとはほとんど何もないという部分がある。そこが我々と海外の人が見ていることの違いかもしれない。サプリメント等は、医薬に準じた規制をかけている国が結構あるので、そういう意味では日本がむしろ逆の形になっているから、そのまま日本の商品が安全だとして通用するような逆にネガティブじゃなくてポジティブなアピールができるといいのかなと感じる。

評議員： 事業者からの目線で言うと、評議員が言われた通り海外への進出は非常に大切かと思う。クラスター活動の PR の費用がいくらかわからないが、今は例えばティックトックとかインスタグラムでも海外にかなり情報発信ができるわけだが、そういう活動はしているのか、またはそのような計画があるのかどうか伺いたい。

健康食品部長： いずれ始めたいと思っているが、まだそこまでいっていない。今いろいろ調べているが、GMP や JHFA を説明するツール、英語版がない状態である。まずそこから始めている。いずれ現地に行って情報を取りたいと考えており、情報を取る際に現地の誰とコンタクトを取ればいいのか等、情報発信の仕方も含めて検討しているところだ。

評議員： 補助金はどれくらい出ているのか。

健康食品部長： 百万単位です。

評議員： 事業者団体として情報共有して協力できるところは協力します。

健康食品部長： 「加工食品クラスター輸出緊急対策」事業は 2025 年度は 3 月で終わったが、2026 年度は 5 月ぐらいからになると思うが、また進めて行きたいと思っている。

評議員： 今、業界団体としては 9 月から GMP 要件化に向けて事業者がバタバタしている状況なのだが、会員への対応状況はどのようなになっているのか教えてもらいたい。

健康食品部長： 特に協会としては調査はしていないが、基本的には GMP の工場に年に 1 度、直接現地に立入調査をしている。また、消費者庁との情報交換は少しずつ進めているという状況だ。

評議員： 大切な時期なので、年に1回と言わずもっと訪問頻度を増やしてもらい、特にキャッチアップできてない事業者がかなりいると消費者庁から聞いているので、その点よろしくお願ひしたい。

健康食品部長： 年に1度ではなくこのタイミングで行きたいと考えている。

議長： 日健栄協の会員企業に一律で情報を流せないのか。

健康食品部長： 一律で情報は流している、また個別にも対応している。

評議員： 感触としては何割くらいか。

健康食品部長： 感触としては、日健栄協のGMP認定工場は比較的機能性表示については問題ないと感じている。機能性表示食品の届出で300ぐらいある工場のうち、日健栄協の認定工場とJIHFSの認定工場とそれ以外の工場があるが、それ以外の工場が問題だということになっていると聞いている。義務化になるのはGMPの工場ではなく届出者なので届出者と工場の連携等をうまくやってもらいたいと思っている。

議長： わかりました。

事務局長： 先ほど話が合った関与成分GMPについては、元々紅麴の案件とは別に考えた仕組みである。例えば清涼飲料水や魚肉練製品にある関与成分が入っていて機能を謳っている場合、それらは清涼飲料水製造業や魚肉練製品製造業の許可を取っていて、HACCPで衛生管理がされている。そこに何かを添加する場合、ちゃんとしたものを添加してほしい。その部分はGMPで管理しないと難しいのではないかとということで関与成分GMPという制度を作ろうと考えた。もう一つはHACCPの管理の考え方とGMPの管理の考え方が合わない部分があるので、その摺り合わせは厚労省とさせてもらうが、その橋渡しをどうするかが重要な部分だ。厚労省と何度か打合せをさせていただいている状況だ。また、加工食品クラスターの事業を始めたのは、農水省の補助金を活用して健康食品の輸出促進をしようということで始めた。実施するに当たり厳しい条件があるが、3年目はご意見いただいた事を組み込みながら、協会の認定している商品が輸出しやすくなる仕組みを作って行きたいと考えている。参加している企業にはいろいろなノウハウがあるのでそれを調整しながら実施して行きたいので、意見あったらいただきたい。

評議員： マンパワーの話になるが、食品保健指導士養成事業を2002年から保健機能食品のアドバイザースタッフを養成するという事で協会でも実施していて、当時から三つの団体が行っていたと思う。この度の紅麴の事案について、制度改革とか情報提供とかいう政策的なパッケージで一応決着がついているが、消費者教育という部分についてうまくいっているのかなと思う部分がある。協会には食品保健指導士というマンパワーがあるので、それを活

用して消費者教育をやってもいいのではないかと思います。各団体の横串を通して要望をして行くという考え方もいいのではないかと思います。

事務局長： ご指摘のように、紅麹の案件では協会等関係団体も国の委員会に呼ばれたが、その時の話の内容は評議員が言われるような事ではなく、健康被害情報を収集するのに使えないかという事だったが、それは内容がちょっと違うのでもう少し消費者教育のために活用して行きたいという話をさせてもらった。ただ、現実には三つの団体が打合せしているかという、まだそういう状態はないのでいろいろ働きかけながら団体で消費者教育のあり方を考えて行きたいと思っている。

3. 事業サービスの価格改定について

事業サービスの価格改定について資料に基づき常務理事から報告があった。

説明によると、当協会が行う認証事業、各種相談等については、長年にわたり価格維持に努めてきたが、昨今の諸経費の高騰に伴いやむを得ず改定せざるを得ない状況となり、令和8年4月1日より価格を改定させてもらう。改訂部分として、GMP関連の申請料や調査料、特定保健用食品に関連する支援の申請書類チェック料、特別用途食品に関連する支援の申請書類チェック料を1.2倍に、また、各相談業務を一律20,000円に改訂、その他証明書の発行手数料を5,000円に改定した。また、機能性表示食品に関する支援については、研究レビュー作成、それから届出資料の事前点検は人件費が主なもので料金は人件費から積算しているので今回の改定は行わなかった。GMPマーク、JHFAマーク、安全性自主点検認証マークについては、改定することにより許可数が減少するなどの影響を考えて改定せず現状のままとすることとした。評議員の皆様にもこの度の改定についてご理解をいただきたい。(別添資料. 価格改定一覧)

4. 協会ビルの老朽化対策について

協会ビルの老朽化対策について資料に基づき常務理事から説明があった。

2026年度事業方針でも説明したが、当協会ビルの老朽化目立ち、1ヶ月ぐらい前にも2階の機能性食品部の部屋の空調が壊れ、修繕しようと思ったが経費が高額であり4階に移動した。そのような事があり、不動産取引に際しての評価指標であるER（エンジニアリングレポート）を作成してもらい、それをもとに今後の手法別のシミュレーションを行った。手法の一つ目が現在のビルを修理しながら使用を続ける。二つ目として事務所を移転し、ビルは賃貸する。三つ目は、事業所を移転して、ビルは売却するというものである。各々の12年間の収支を試算してもらくと、現在のビルを修理しながら使用を続ける場合、修繕や更新また、緊急を要する修繕対策等12年間で約3億3000万円程度かかる。また、長期借入金の

借入れや返済の懸念であるとか、今後の金利上昇への懸念が出てくる。二つ目として事務所を移転し、ビルは賃貸する場合は、このビルを賃貸化するため、大規模周辺工事を必要とする費用の借入れとプロパティマネジメント会社に支払う管理手数料が継続的に発生する等で、やはり 12 年間で約 3 億 3000 万円程度かかる。三つ目は、事業所を移転して、ビルは売却する場合は、このビルと土地の売却予想価格は 5 億から 6 億円程度と言われた。新たに事務所を賃借する条件として、スペースは百坪で、ワンフロア、坪 2 万円程度で借りられる場所とするとその場合、外装工事、敷金等を入れて約 1 億 800 万円程度係るが、賃借料としては年間で 2400 万円となり 12 年間の支出が 2 億 400 万円になるということだった。この場合、現在のビルの築年数が上がると売却の価格が下がることや、賃借料の上昇というリスクもある。今後、評議員の皆様方のご了解をいただきながら、このシミュレーションをもとに移転について調査検討を進めて行きたいと考えている。その後の検討の進捗状況については、6 月の評議員会で報告させていただきたい。(別添資料. 協会ビルの老朽化対策について)

以上をもって報告を終了したので、16 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。